



様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

〔随意契約とする理由〕

本業務は、復興再生基盤整備事業（中山間地域総合整備事業）「永谷地区」におけるほ場整備の確定測量業務である。

確定測量は、農地の所有者を確定する換地業務を実施するために、面工事完了後に行うものである。

業務にあたっては、農用地利用集積を踏まえての地権者（一時利用指定者）との調整が不可欠であり、また、農用地利用集積や換地に対する知識とほ場整備事業の主旨を十分に理解した専門的な知識を必要とするため、業務内容は競争入札に適さない。

このため、本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（目的が競争入札に適しないもの）の規定により随意契約とした。

〔見積りの相手方を選定した理由〕

確定測量を行う専門的な知識と技術力を有する団体は、県内で唯一、福島県土地改良事業団体連合会だけである。

よって、本業務は、福島県財務規則施行通達第269条関係1の（2）（契約の内容又は性質上、2人以上のものから見積書を徴することが不相当であるとき）により、福島県土地改良事業団体連合会との単独随意契約とした。